

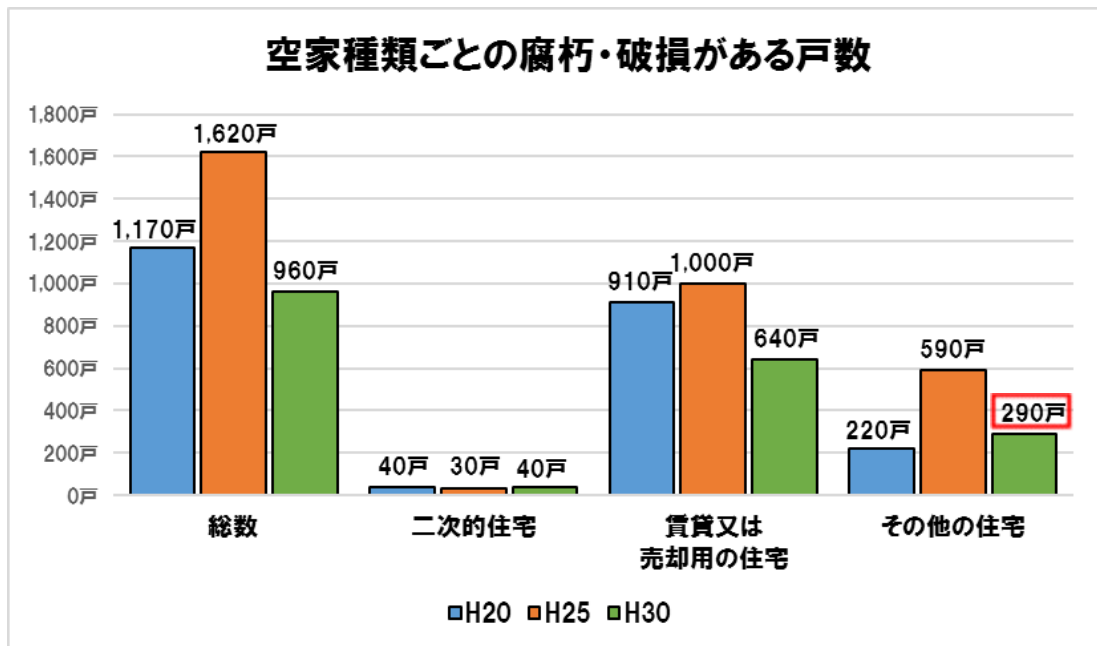
第7章 成果指標

7-1 成果指標

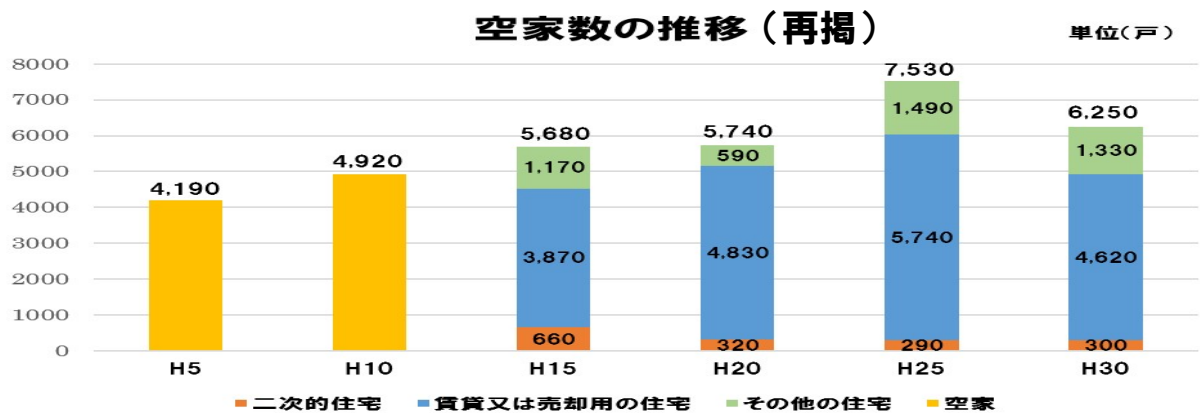
本市の空家等対策の成果を把握するため、本計画の成果指標を次のとおり設定します。

令和10年の居住目的のない空家数※のうち、「腐朽・破損がある戸数」を290戸以下とする。

※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却等以外の「その他」の空家の数



※ 数値は、1の位を四捨五入しているため、合計値と内訳の合計は一致しない場合がある。



※ 平成10年(1998年)以前は空家数内訳のデータなし

※ 数値は、1の位を四捨五入しているため、合計値と内訳の合計は一致しない場合がある。

資料：総務省「住宅・土地統計調査」